

第 1 回農業特定技能協議会

議事次第

〔 日時：平成 31 年 3 月 27 日（水）10:00～10:30
場所：農林水産省本館 7 階 第 3 特別会議室 〕

開 会

- 1 農業特定技能協議会の設置について
- 2 農業分野での外国人材の受入れに関する優良事例の取組について（検討状況報告）
- 3 その他

閉 会

第1回「農業特定技能協議会」出席者名簿

(順不同・敬称略)

【制度所管省庁】

法務省 入国管理局 参事官	根岸 功
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課長	和田 薫
外務省 領事局 外国人課 課長補佐	大津 清子
厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課 調査官	山本 浩司

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課長	佐藤 紳
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 畜産総合推進室 室長	形岡 拓文
農林水産省 経営局長	大澤 誠
農林水産省 審議官（兼経営局）	山北 幸泰
農林水産省 経営局 就農・女性課長	佐藤 一絵

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 専務理事	甲斐 毅
公益社団法人 日本農業法人協会 参事	中澤 秀樹
〔公益社団法人 日本農業法人協会 事務局長〕	山中 邦夫〕
全国農業協同組合中央会 JA 支援部 部長	生部 誠治
全国農業協同組合中央会 JA 支援部 営農担い手支援課長	臼井 稔
一般社団法人 全国農業会議所 専務理事	柚木 茂夫
一般社団法人 全国農業会議所 農政・担い手対策部長	砂田 嘉彦
〔一般社団法人 全国農業会議所 外国人材担当部長〕	藁谷 宏〕
〔一般社団法人 全国農業会議所 相談員〕	八山 政治〕
〔一般社団法人 全国農業会議所 専門員〕	宍戸 裕一〕

* 括弧はバックシートで出席

農業特定技能協議会の設置について

1. 目的

「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）及び「「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省）を踏まえ、構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の全国的な周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずるため、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 活動内容

- (1) 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- (2) 受入れに係る人権上の問題等への対応
- (3) 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- (4) 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- (5) 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- (6) 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- (7) (6) を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- (8) 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- (9) 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

3. 構成員及び運営委員会

別紙のとおり

4. 地域協議会

協議会は、地域の実情を踏まえた取組を行うため、地域ごとに地域協議会を設置することができる。

5. 事務局

農林水産省経営局経営局就農・女性課

(別紙)

農業特定技能協議会 構成員

【農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

- 農林水産省生産局園芸作物課 (※)
- 農林水産省生産局畜産部畜産企画課 (※)
- 農林水産省経営局就農・女性課 (※)

【制度所管省庁】

- 法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 (※)
- 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課 (※)
- 外務省領事局外国人課 (※)
- 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 (※)

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

- 公益社団法人日本農業法人協会 (※)
- 全国農業協同組合中央会 (※)
- 一般社団法人全国農業会議所 (※)
- 労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省が適当と認める団体 (※)

(※) の構成員により、運営委員会を組織する。

「農業特定技能協議会」規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の全国的な周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

（構成員）

第 3 条 協議会は、別紙 1 の構成員により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第 1 項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

（活動）

第 4 条 協議会は、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- 八 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

（運営委員会）

第 5 条 協議会に運営委員会を設置し、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会

の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 運営委員会は、別紙2の構成員により組織する。

(事務局)

第6条 協議会及び運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(地域協議会)

第7条 協議会は、地域の実情を踏まえた取組を行うため、別紙3の構成員により構成される協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、地域における第4条各号に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域協議会が定める。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

農業特定技能協議会 構成員

【農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課
農林水産省生産局畜産部畜産企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省が適
当と認める団体

運営委員会 構成員

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課
農林水産省生産局畜産部畜産企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省が適
当と認める団体

地域協議会 構成員

【当該地域の特定技能所属機関】

【事業所管官庁】

農林水産省地方農政局等
都道府県の農業担当部局

【制度所管官庁】

法務省地方出入国在留管理局
都道府県警察
厚生労働省都道府県労働局

【当該地域の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

都道府県農業法人組織
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業委員会ネットワーク機構

当該地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の地方
農政局等が適当と認める団体